

川畑会計事務所 &amp; カム ダイナミックス

令和7年7月30日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/

# 各駅停車

Vol. 8 5

Take a chance and hedge against risks

一時期、ゴリラの世界と人間の世界を往復しながら暮らしていた山極壽一（やまぎわじゅいち）さん。著者自身がゴリラの世界の中で一頭のゴリラとして認めてもらおうと、鳴き声やしぐさ、歩き方や食べ方まで模倣した。おかげで人間の世界に戻ったときには、ゴリラのしぐさが身についており、人間がせせこましく見えたという。

## 暑中お見舞い 申し上げます

今回は山極壽一さんの著作に迫ってみます。共感革命『社交する人類の進化と未来』一河出新書一からの抜粋です。

「人類最古の戦争は、狩猟採集から農耕牧畜に切り替わり、定住生活が始まっていた約一万二千年前とされているが、それは人類誕生を七百万年前とすると、ごくわずかな時間であり、人類史のほとんどは「戦争のない世界」だったのだ。」

「人類の間違いのものは、言葉の獲得と、農耕牧畜による食糧生産と定住にある。長い間、人類は個人の所有という概念を持っていなかったし、定住もしていなかった。」

「狩猟採集時代の人類は、150人ぐらいの集団で共感力を使って仲良く生きていた。しかも自然は全て共有財で、土地は誰のものでもなく、だれが使ってもいい共有地だったから、集団間の争いは生まれにくかった。」

「農耕牧畜が登場した際、集団側の暴力は増えたが、初期の暴力の増大は大きくなかった。その後、農耕地が拡大して支配と被支配の構造が生まれ、君主制が登場して巨大文明が生まれ、暴力は激増した。そしてその直後に世界三大宗教が生まれる。キリスト教、イスラム教、仏教だ。まさに人間の文明による暴力を解釈し、それを軽減しなくてはならない時代が到来したのだ。」

「一般の人々はまだ【人間の本性は暴力的】という仮説を信じている。ゴリラと同じくアフリカの人々は、【野蛮で暴力的な性質を持っている民族】と差別され、植民地政策の口実にされた。当時の人々は、自然状態の暴力性を法の力によって克服することが文明の役割だと信じ切っていたのだ。その欧米中心の考え方は、現代でも色濃く残っている。」

「戦争のように、集団のために命を投げ出して同種の敵と戦うような行動は、人間にとって極めて新しいものなので、まだ変更可能な性質なのだ。しかも、狩猟に用いる攻撃性（経済行為）と集団間の争いに用いる攻撃性（社会行為）は明らかに異なり、それが混同されるのは言葉が現れてからである。」

「私は、長い狩猟採集生活を通じて人間の生存確率を高めるために必要だった共感力が言葉の登場と定住化によって方向性を変えて力を増し、文明の発達とともに所有権を争う暴力となって噴出し始めたのではないかと考えている。」

### 夏期休業のお知らせ

8/9（土）～8/17（日）は、  
夏期休業とさせていただきます



山極壽一さん曰く 人間に恩恵をもたらさずだった科学技術も、トラクターだったものを戦車に作り替え、ダイナマイトもトンネル工事などに役立てていたのに、人を殺す道具にしてしまった。インターネットやスマホも、人間同士がつながるのには有効だが、SNSを使って人を貶めたり、ヘイトスピーチを広げたりもできてしまう。フェイクニュースを撒き散らして混乱させることも可能で、今、世界中がこの問題に苦しんでいる。

## 103万円の壁の見直し等

改正の度にどんどん複雑になってきているこの制度。今回も税制改正により令和7年分以降の基礎控除と給与所得控除等の見直しが行われます。

合計所得金額	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以降
～132万円	48万円	95万円	95万円
～336万円		88万円	58万円
～489万円		68万円	
～655万円		63万円	
～2350万円		58万円	
～2400万円		48万円	
～2450万円	32万円	32万円	
～2500万円	16万円	16万円	
2500万円超	0円	0円	

これに伴い、配偶者控除が受けられる金額も変わります。また、大学生年代の子等について、控除対象扶養親族としての所得制限を超えた場合にも、親族が一定の所得控除を受けられる特定親族特別控除が導入されます。

なお、これらの改正は、給与所得者については、今年の年末調整で行います。概要は、以下の通りです。

## 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	納税者（親等）の控除額
58万円 超 85万円 以下	63万円
85万円 超 90万円 以下	61万円
90万円 超 95万円 以下	51万円
95万円 超 100万円 以下	41万円
100万円 超 105万円 以下	31万円
105万円 超 110万円 以下	21万円
110万円 超 115万円 以下	11万円
115万円 超 120万円 以下	6万円
120万円 超 123万円 以下	3万円

## 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
～162万5000円	55万円	65万円
～180万円	収入金額×40%-10万円	
～190万円	収入金額×30%+8万円	同左
～360万円		
～660万円	収入金額×20%+44万円	
～850万円	収入金額×10%+110万円	
～850万円超	195万円（上限）	

	源泉控除対象配偶者	控除対象配偶者	同一生計配偶者
生計一	○	○	○
納税者の合計所得	900万円以下	1,000万円以下	制限無し
配偶者の合計所得	95万円以下	58万円以下	58万円以下
配偶者控除	×	○	×
配偶者特別控除	○	×	×

※赤字は改正後の金額です。



## 宝くじの当選証明は大切に

宝くじの当選金は非課税扱いであるため、たとえ10億円が当たったとしても申告する必要はない。

しかし、宝くじの当選金をもとに事業を始めたり、家を立てたりすると、税務署の調査で資金の出どころを問われることがある。そんなときのために、資金の出所どころは宝くじの当選金であることを証明できる、銀行が発行する「当選証明書」を保存しておきたい。

また、複数の人と共同で購入した宝くじは注意が必要だ。共同購入した宝くじが高額当選し、代表者が当選金を受け取り、それを後で山分けするというかたちをとると、当選金を受け取った人から分けた人への贈与とみなされ、贈与税が課されかねない。



共同で購入した宝くじの当選金を非課税とするためには、当選金は共同購入者全員で受け取ったという証明が必要になる。当選金を受け取る時は、受取人名義に全ての名前を書くか、全員揃わなければ署名押印した委任状を用意して、分配者全員の存在をはっきりさせておかなければならない。

～「納税通信」より～